

吹田市立小規模保育施設条例の制定について

1 趣旨

本市では、平成28年(2016年)4月に待機児童数が急増し、その解消を図るため、待機児童解消アクションプランを策定し、取組を進めているところです。その待機児童対策の一環として、いずみ保育園2階の旧いずみ母子ホームを活用した公立の小規模保育事業所の設置を計画しています。

この公立小規模保育施設を平成31年(2019年)4月に開所させるにあたり、当該施設を公共施設として位置づけ、定員、保育料の負担など必要な事項を規定するため、吹田市立小規模保育施設条例(案)を平成30年5月議会に提案をしようとするものです。

2 条例案の概要

(1) 条例の名称

吹田市立小規模保育施設条例

(2) 設置する施設の名称及び所在地

吹田市立いずみ小規模園 吹田市泉町2丁目11番43号

(3) その他管理運営に関する主な事項

ア 定員

19人

イ 保育料

公定価格の範囲内の保育料を納付

ウ 延長保育料

利用する場合には、朝・夕の時間帯1回につき200円、月額登録1月につき2,600円の範囲内において、規則で定める額を納付

3 条例案

資料1-2のとおり

4 施行日

平成31年(2019年)4月1日

5 経過

(1) 保育料・延長保育料の設定

平成30年1月9日(火)政策調整会議において検討

(2) パブリックコメント募集

平成30年1月15日(月)～平成30年2月13日(火)

意見提出 7件

6 関連規則等

管理運営規則その他、施設の管理、運営に必要な規程を平成31年4月までに整備